

西宮市立甲山自然環境センター等の指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市立甲山自然環境センター等について、次のとおり指定管理者を指定しました。

1 対象施設

名 称	所 在 地
甲山自然の家	西宮市甲山町67番地
甲山自然学習館	西宮市甲山町67番地
甲山キャンプ場	西宮市甲山町62番から74番まで
社家郷山キャンプ場	西宮市越水字社家郷山1番119
西宮市仁川緑地	西宮市仁川町6丁目4番6及び4番7

2 指定管理者として指定した団体

団体名 特定非営利活動法人 こども環境活動支援協会

代表者 代表理事 添田 晴雄

所在地 西宮市甲風園1丁目8番1号

3 指定管理者に行わせる業務

- (1) 西宮市立甲山自然環境センター条例（以下、「条例」という。）第4条に規定する事業
- (2) 条例第5条に規定する自然の家等の使用の許可、不許可及び条件の付与に関する事務
- (3) 条例第6条に規定する自然の家等の許可の取消し等に関する事務
- (4) 条例第8条に規定する自然の家等の使用料の徴収、減免及び返還に関する事務
- (5) 条例第10条に規定する入館の制限等に関する事務
- (6) 西宮市立甲山自然環境センター（以下、「センター」という。）の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (7) 西宮市仁川緑地の除草、清掃に関する業務
- (8) その他センター設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

4 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで